

那須町業務継続計画

平成30年3月策定

令和5年3月改定

那 須 町

目次

第1章 総則

- 1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは…………… 2
- 2 非常時優先業務とは…………… 2
- 3 業務継続計画の効果…………… 3
- 4 地域防災計画と業務継続計画の関係…………… 4
- 5 業務継続計画の発動及び解除基準…………… 4
- 6 休日、夜間における災害時の初動対応確認フローチャート…………… 5

第2章 被害想定

- 1 想定条件…………… 6
- 2 想定される被害…………… 6
- 3 栃木県地震分布図…………… 8

第3章 業務継続計画の6要素

- 1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制…………… 9
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定…………… 11
- 3 電気、飲料水、食料等の確保…………… 11
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保…………… 17
- 5 重要な行政データのバックアップ…………… 17
- 6 非常時優先業務の整理（第4章）…………… 17

第4章 非常時優先業務の整理

- 1 非常時優先業務の選定及び優先基準…………… 18

第5章 計画の推進

- 1 業務継続性の向上…………… 19

【別表1】「情報システム一覧表」

【別表2】「非常時優先業務一覧表」

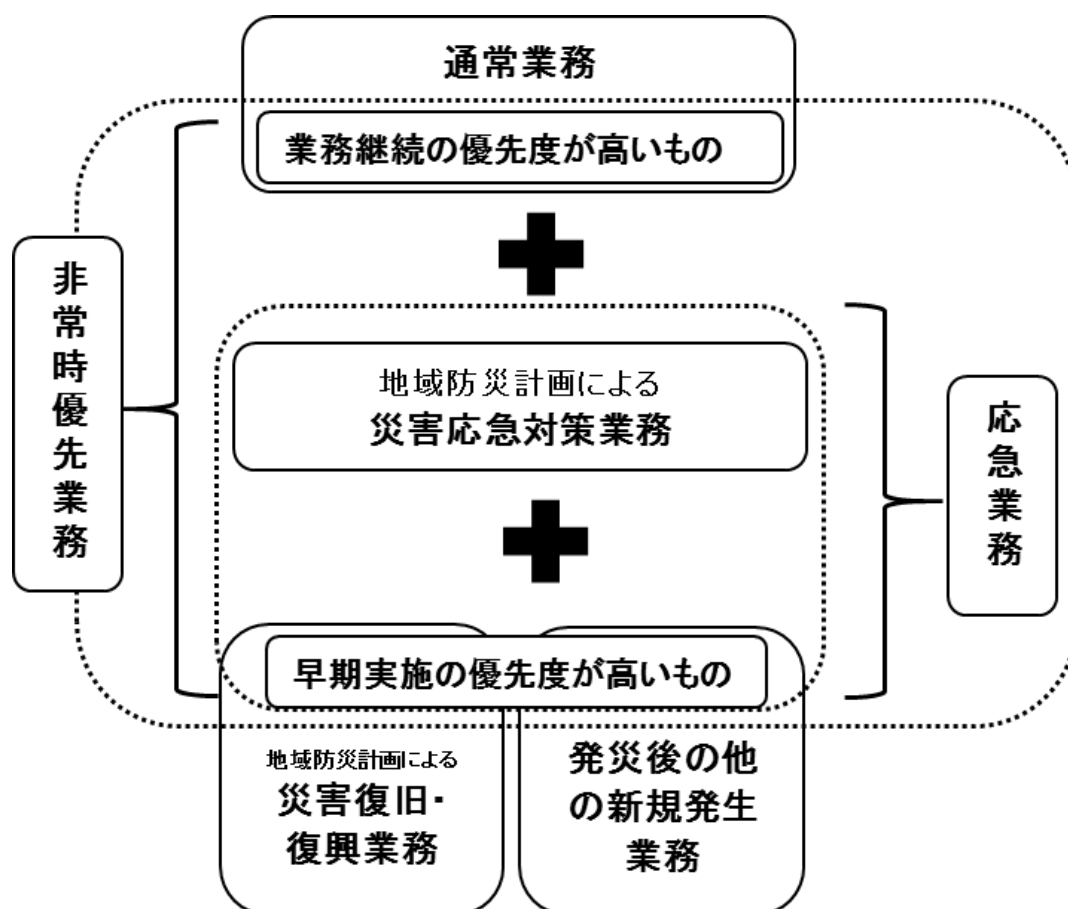
第1章 総則

1. 業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、大規模災害が発生した際に、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

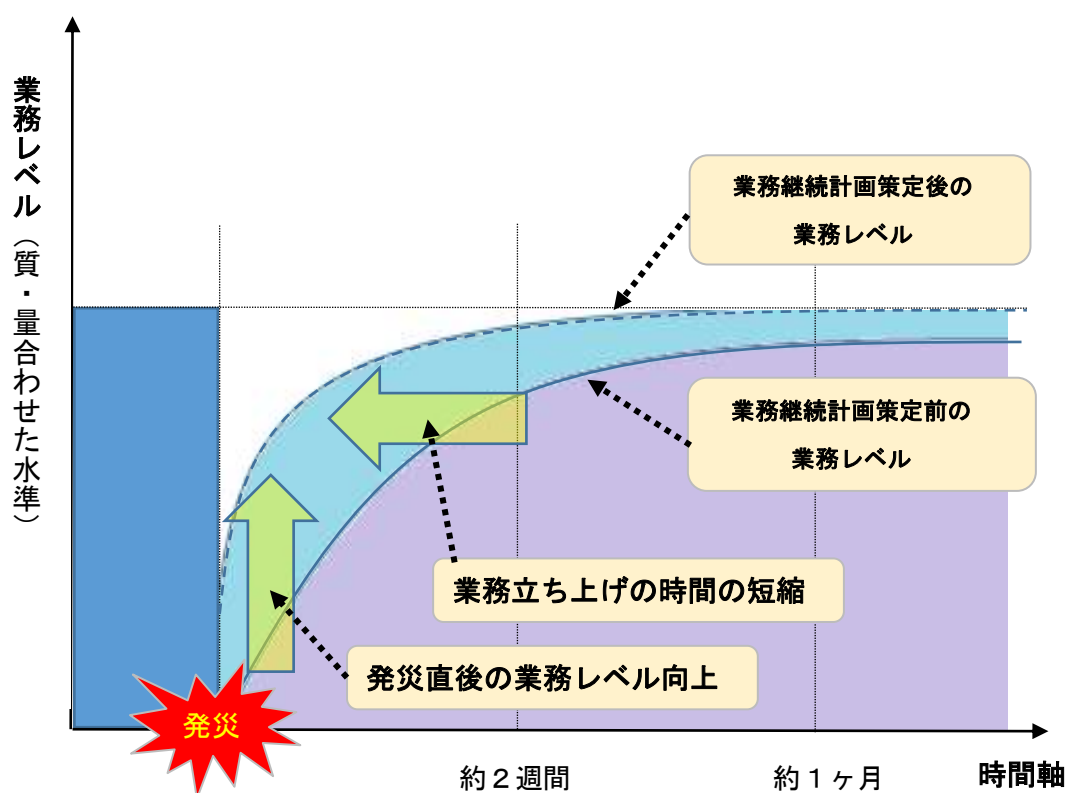
2. 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害が発生したときに、優先して実施すべき業務のことをいい、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止にするか、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施することとなる。



3. 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速的に処理しなければならない。このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定しておくことにより、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務が実施できるようになる。



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 H28）

4. 地域防災計画と業務継続計画の関係

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務、復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要がない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

5. 業務継続計画の発動及び解除基準

大規模災害発生等により業務継続計画に基づき非常時優先業務の実施を発動及び解除する基準は、次のとおりとする。

(1) 発動基準

大規模災害等により災害対策本部が設置され、町内全域及び町役場機能に甚大な被害が生じるなど次に該当する場合には、非常時優先業務の実施を発動する。

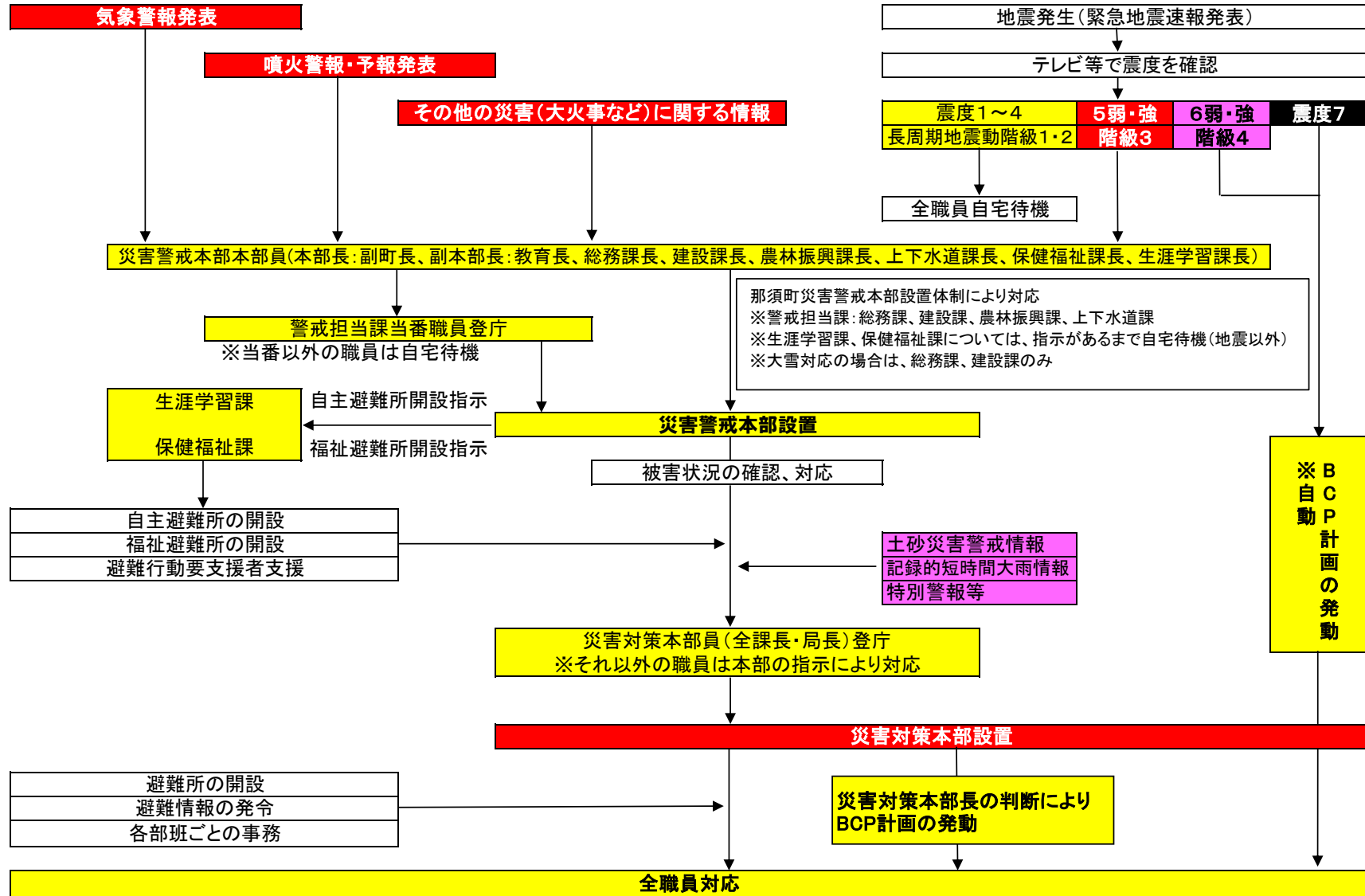
- ① 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発動）
- ② 大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
- ③ その他、災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき。

(2) 解除基準

災害対応業務の進捗状況に応じて休止・縮小した通常業務を順次再開させることとし、次に該当する場合には、非常時優先業務の実施を解除する。

- ① 災害応急対応業務が概ね完了したと災害対策本部長（町長）が認めたとき。
- ② 災害対策本部を解散したとき。

6. 休日、夜間における災害時の初動対応確認フローチャート



- 1 登庁の際は、特に指示のない場合は勤務地へ登庁すること
- 2 橋梁等の損壊により勤務地へ登庁できないときは、次の最寄の町施設に集合すること
(1) 役場本庁 (2) 文化センター (3) 各支所
- 3 上記の町施設にも登庁できないときは自宅待機とすること

第2章 被害想定

1. 想定条件

(1) 想定する地震

関谷断層を震源とする地震

地震規模：マグニチュード 7.5 震度6以上

(2) 想定される季節・時間

想定シーンについては、建物被害・人的被害は、人的被害が最も大きくなる（冬、深夜、風速10m/s）場合の被害を、それ以外の項目については一部を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる（冬、18時、風速10m/s）場合の被害を総括している。

2. 想定される被害

建物被害	建物全壊	液状化 地震動 土砂災害	7棟 115棟 3棟
	建物半壊	液状化 地震動 土砂災害	16棟 1,263棟 8棟
	火災	出火件数 残出火件数 焼失棟数	0件 0件 0棟
人的被害	死者	建物倒壊（うち屋内） 土砂災害 火災 ブロック塀等の転倒	7人（1人） 0人 0人 0人
	負傷者	建物倒壊（うち屋内） 土砂災害 火災 ブロック塀等の転倒	267人（19人） 0人 0人 0人
	重傷者	建物倒壊（うち屋内） 土砂災害 火災 ブロック塀等の転倒	12人（3人） 0人 0人 0人
	軽傷者	建物倒壊（うち屋内） 土砂災害 火災 ブロック塀等の転倒	255人（16人） 0人 0人 0人

ライフライン 被害	上水道	断水人口	1728人
	下水道	支障人口	707人
	電力	停電件数	281軒
	通信	不通回線	145回線
	都市ガス	供給停止戸数	0戸
	LPガス	供給停止戸数	752戸
交通施設被害	道路被害	高速道路	1箇所
		直轄国道	2箇所
一般道		89箇所	
鉄道被害	新幹線	4箇所	
	在来線	15箇所	
生活への影響	避難者数 (当日・1日後)	避難所	359人
		避難行動要支援者	62人
		避難所外	239人
	帰宅困難者	帰宅困難者	1923人
滞留者		2220人	
物資需要量 (当日・1日後)	食料	1293食	
	飲料水	5183リットル	
	毛布	718枚	
	トイレ	106基	
災害廃棄物 発生量	可燃物	0.3万t	
	不燃物	1.0万t	
その他被害	エレベーター	閉じ込め数	1人
	危険物施設 被害	火災	0人
		流出	0人
		破損等	1人
	文化財被害	国指定	0件
県指定		0件	
孤立集落	農業集落	0集落	
ため池	可能性が高い箇所	0箇所	
経済被害	直接被害	建物資産等	190億円
		ライフライン交通施設等	76億円
		災害廃棄物	2.8億円

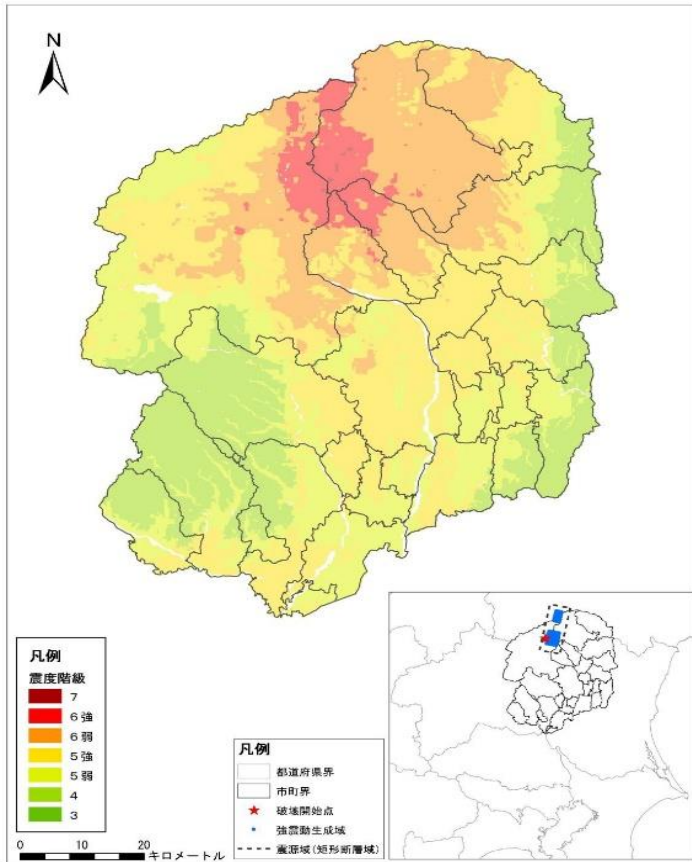
※小数点以下四捨五入

出典：「栃木県地震被害想定調査」（栃木県 H25）

3. 栃木県地震分布図

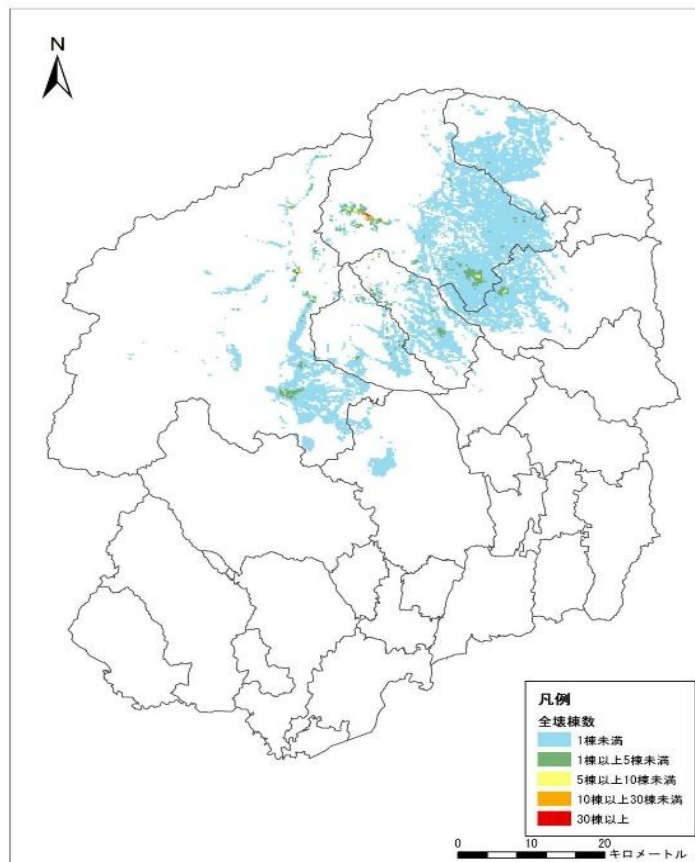
関谷断層の地震（ケース 1）震度分布図

図 1.7-1 (1)



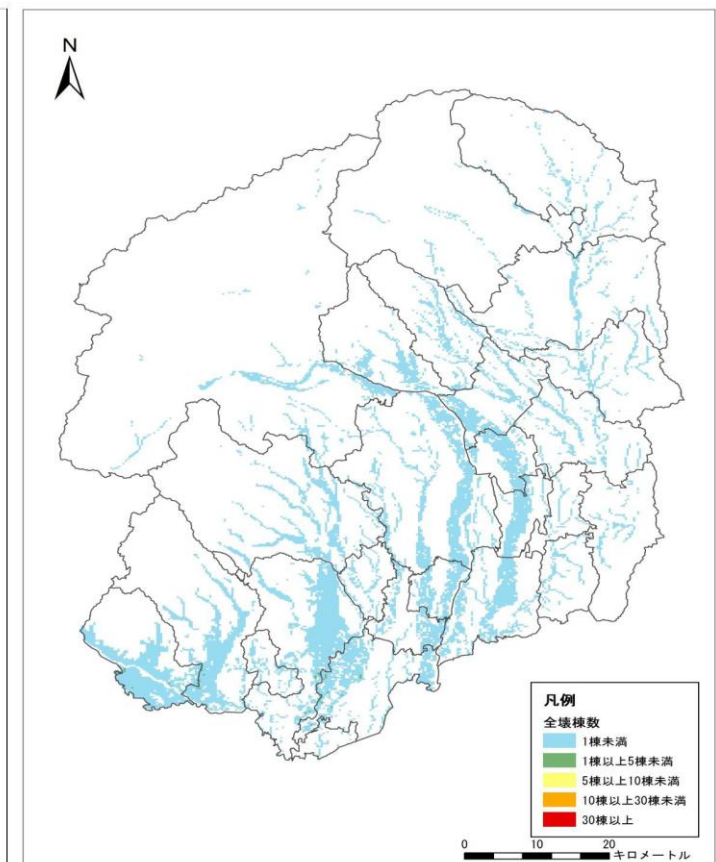
地震動による全壊棟数（関谷断層ケース 1）

図 1.7-97 (1)



液状化による全壊棟数（関谷断層ケース 1）

図 1.7-98 (1)



出典：「栃木県地震被害想定調査」（栃木県 H25）

第3章 業務継続計画の6要素

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として次の6要素がある。

1. 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
3. 電気、飲料水、食料等の確保
4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
5. 重要な行政データのバックアップ
6. 非常時優先業務の整理（第4章）

1. 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 町長不在時の明確な代行順位

町長不在時の意思決定については、那須町災害対策本部条例に基づき、次のとおりの序列をもって、意思決定を行うものとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長（災害対策副本部長）	教育長（災害対策副本部長）	総務課長

(2) 職員の参集体制

①地震発生時における職員の配備体制

震度	配備の種類	災害の様態	体制	対応
震度5弱～5強 長周期地震動 階級3	警戒体制	災害発生の恐れがある場合又は局地的な災害が発生し、拡大の恐れがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
震度6弱以上 長周期地震動 階級4	非常体制	災害が拡大し、大規模な災害となる恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が登庁し、災害応急対策を実施

(注) 震度5弱・強または長周期地震動階級3の場合、被害の状況により警戒体制から非常体制へ移行する。

②職員の動員

地震発生時において、配備体制の区分に従い、総務課長が次の参集基準により招集することとする。

○震度参集基準

震度 1	自宅待機
震度 2～3	自宅待機
震度 4	自宅待機（総務課長の指示により総務課職員登庁）
震度 5 弱～5 強 長周期地震動階級 3	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課 職員登庁 （総務課長→関係課長→関係課職員）
震度 6 弱～6 強 長周期地震動階級 4	全職員登庁 （総務課長→全課（局）長→全課（局）職員または自ら登庁）
震度 7	全職員登庁 （総務課長→全課（局）長→全課（局）職員または自ら登庁）

（3）参集可能人員

①参集可能人員

全職員 283 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）の時間別参集可能人員は次の条件により算出する。（特別職、嘱託員、非常勤職員、会計年度任用職員を除く）

【設定条件】

- ・ 居住地から参集場所までは徒歩で移動する。
- ・ 地震による公共交通機関の状況を考慮し、通常よりも歩行速度が落ちるものと考え、時速 3 km で歩行した場合で試算する。
- ・ 徒歩による 1 日の移動時間の限度を 10 時間とし、これを超える職員については公共交通機関の復旧後（復旧に要する時間を 3 日以内と想定）、参集する。
- ・ 発災後 3 日までは、発災直後の混乱、本人・家族等の負傷及び自宅の被災、被災者の救助、公共交通機関の停止等のため本来参集可能な人員の 20% が参集困難と想定する。
- ・ 発災後 1 週間までには、それまで参集困難であった職員も参集できるようになるが、職員本人・家族等の負傷入院等により、全職員の 2% が参集困難と想定。

【時間別参集可能人員】

参集時間	～1 時間	～3 時間	～6 時間	～12 時間	～24 時間	～3 日	～1 週間
単純参集可能人数 （全職員）	46 人	112 人	246 人	282 人	283 人	283 人	283 人
参集率	16.25%	39.564%	86.93%	99.64%	100%	100%	100%
単純参集可能人数 （管理職）	9 人	25 人	49 人	50 人	50 人	50 人	50 人
参集率	18%	50%	98%	100%	100%	100%	100%
想定参集可能人数 （全職員）	37 人	90 人	197 人	226 人	226 人	226 人	277 人
参集率	13.07%	31.80%	69.61%	79.86%	79.86%	79.86%	97.88%
想定参集可能人数 （管理職）	7 人	20 人	39 人	40 人	40 人	40 人	49 人
参集率	14%	40%	78%	80%	80%	80%	98%

※職員の通勤届（居住地から勤務地までの距離）に基づき算出した。なお、他機関へ派遣中の職員については、本庁舎へ参集することとして算出している。

2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

地震により、本庁舎が使用不可能となった際の代替施設として下記のとおり優先順位を設定し、施設が使用できなくなった場合は、各施設が相互に補完する体制をとる。

順位	施設名	建築年	構造
第1順位	那須町文化センター	平成 5 年	鉄筋コンクリート造
第2順位	ゆめプラザ・那須	平成 17 年	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
第3順位	那須地区消防組合那須消防署	平成 17 年	鉄骨造

3. 電気、飲料水、食料等の確保

災害時には、職員は帰宅せず数日間にあたり非常時優先業務に従事することが予想されることから、非常時における執務環境の整備が必要となる。

(1) 電気

非常用電源は、長期にわたって賄うことが難しい。そのため、庁舎内等の配電先について、優先度や必要性を踏まえ、計画的な分配が行えるよう対策を講じる。

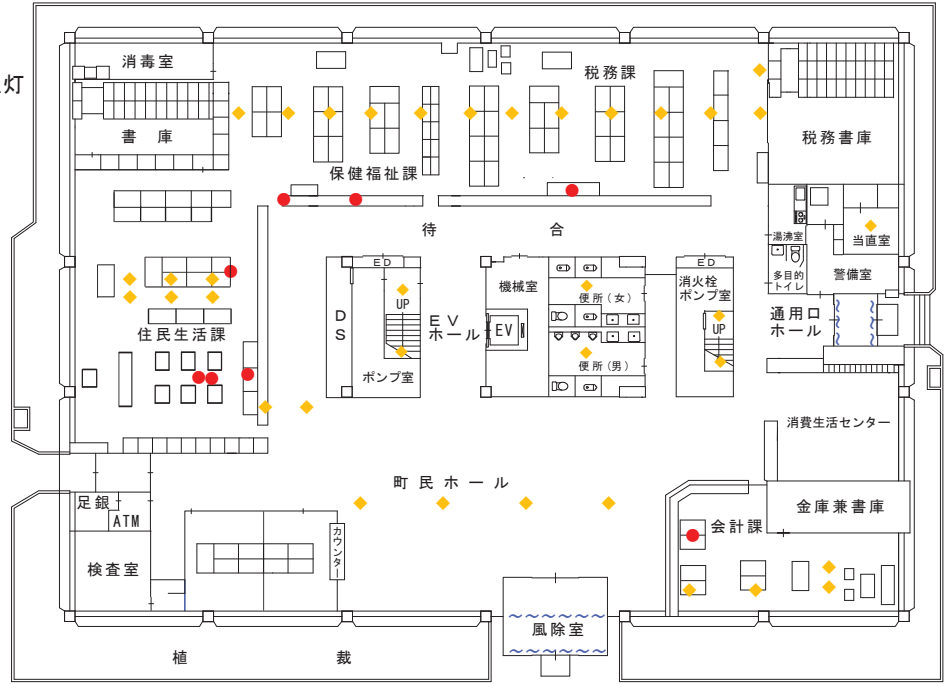
①那須町役場 本庁舎

- ・停電時の対応：災害により停電した場合、自家発電に自動的に切り替わる。

常設自家発電機	1 台：稼働時間 2.5 時間（消費：38.8L/h） ※燃料（軽油）を備蓄することにより長時間運用可能 稼働エリア：P12 参照
栃木県防災行政ネットワーク用発電機	1 台：稼働時間 30 時間（消費：1.6L/h） ※4kVA タンク 50L 供給エリア：栃木県防災行政ネットワーク端末、印刷室・正庁・製図室コンセント
小型発電機	・可搬型発電機 EU-9i (HONDA) 湯本支所 1 台 【定格負荷 900VA, 稼働時間：3.2~7.1h、タンク容量 2.1ℓ】 EU-16i (HONDA) 本庁舎、芦野支所、伊王野支所各 1 台 【定格負荷 1.6kVA, 稼働時間：3.4~8.1h、タンク容量 3.6ℓ】 EU-18i (HONDA) 本庁舎 1 台 【定格負荷 1.8kVA, 稼働時間：3~7.5h、タンク容量 3.6ℓ】
蓄電池	PR-HUG-400A 2 台 【稼働時間例：30W 13h、最大出力 600W】 MEPS-1000i (BYD) 2 台 【稼働時間例：150W 16h、最大出力 1,000W】

1階電力供給範囲

- 税務課、保健福祉課照明 1列(13組)点灯
- 住民生活課
 - ・ 照明2列(1列3組)点灯
 - ・ カウンター上部スポットライト2個点灯
- 町民ホール照明 4組点灯
- 会計課照明 4組点灯
- 男女トイレ照明 各1点灯
- 階段照明 点灯
- 誘導灯 点灯
- 日直室照明 点灯
- 自動ドア 可動
- コピー機(住民生活課) 可動
- ファックス(住民生活課) 可動
- 相談室照明 非点灯
- 給湯室照明 非点灯
- 税務課シャッター 非可動

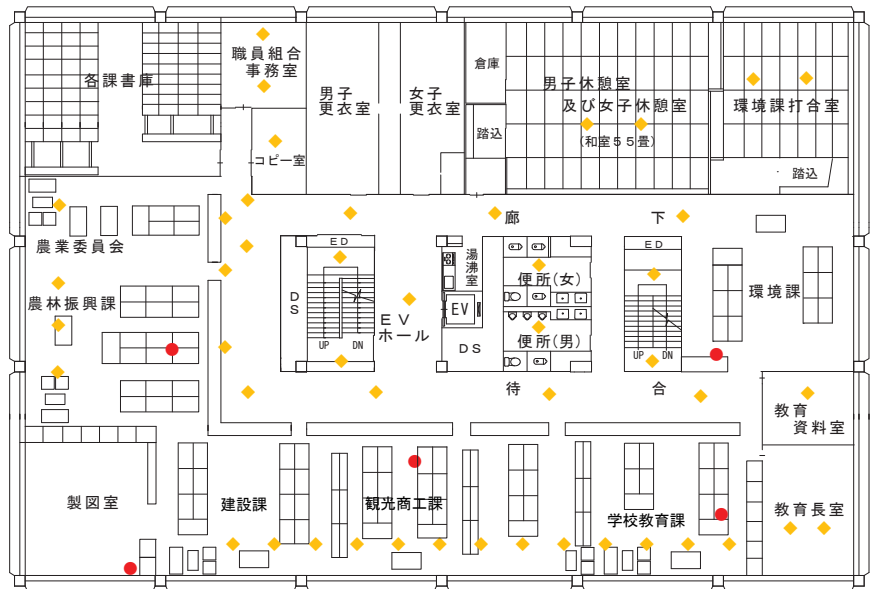


● 非常用コンセント ◆ 照明 ～ 自動ドア

那須町役場 1階

2階電力供給範囲

- 学校教育課、観光商工課、ふるさと定住課、建設課照明 1列(13組)点灯
- 農業委員会、農林振興課照明 4組点灯
- 教育長室照明 2組点灯
- 職員組合事務室照明 2組点灯
- 資料室照明 1点灯
- コピー室照明 1点灯
- 男子更衣室照明 2組点灯
- 女子更衣室照明 2組点灯
- 待合通路照明 9組点灯
- 北側廊下照明 3組点灯
- エレベーターホール照明 1組点灯
- 男女トイレ照明 各1点灯
- 階段照明 点灯
- 誘導灯 点灯
- 農林振興課コピー機 可動
- 書庫照明 非点灯
- 給湯室照明 非点灯
- 製図室照明 非点灯

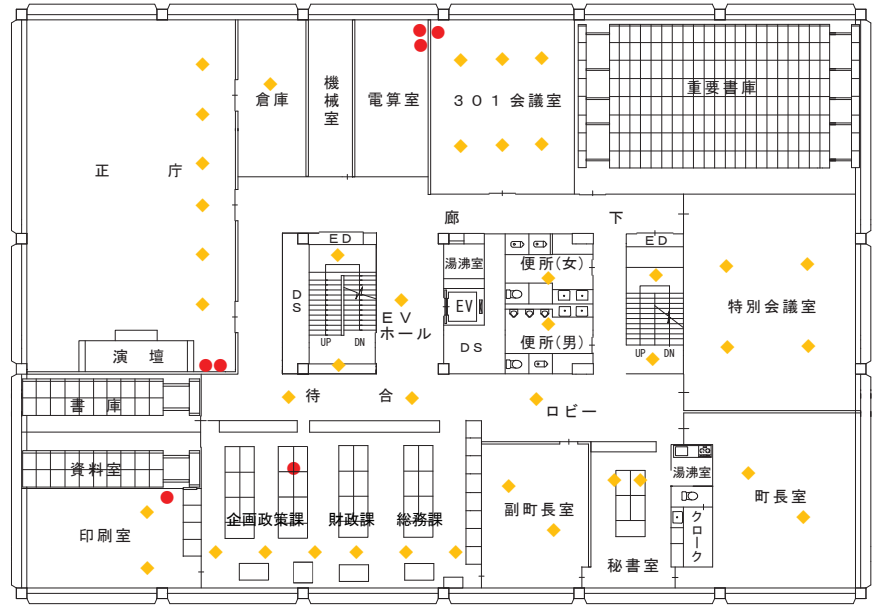


● 非常用コンセント ◆ 照明 ～ 自動ドア

那須町役場 2階

3階電力供給範囲

- 総務課 企画財政課照明 1列(6組)点灯
- 副町長室照明 2組点灯
- 秘書室照明 2組点灯
- 町長室照明 2組点灯
- 特別会議室照明 4組点灯
- 正庁照明 1列点灯
- 301会議室照明 6組点灯
- 印刷室照明 2組点灯
- 倉庫照明 1点灯
- 男女トイレ照明 各1点灯
- 階段照明点灯
- 誘導灯点灯
- エレベーターホール照明 1組点灯
- 待合通路照明 3組点灯
- コピー機(印刷室)可動
- カーコピー機(印刷室)可動
- シュレッダー(印刷室)可動
- 書庫、資料室 非点灯
- 重要書庫照明 非点灯
- 機械室、コンピュータ室照明 非点灯
- 印刷機 非可動
- ページセッター 非可動
- 紙折り機 非可動

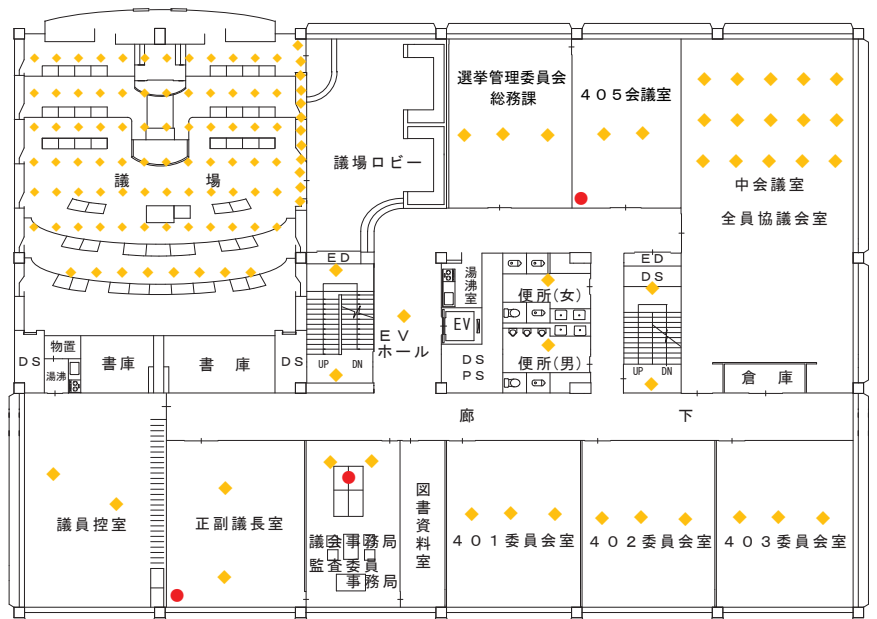


● 非常用コンセント ◆ 照明 ~ 自動ドア

那須町役場 3階

4階電力供給範囲

- 議会事務局照明 2組点灯
- 正副議長室照明 2組点灯
- 議員控室照明 2組点灯
- 401委員会室照明 3組点灯
- 402委員会室照明 3組点灯
- 403委員会室照明 3組点灯
- 中会議室照明 3列点灯
- 選挙管理委員会室照明 2組点灯
- 405会議室照明 3組点灯
- 議場天井照明 全点灯
- 録音室照明点灯
- 録音設備 可動
- 男女トイレ照明 各1点灯
- 階段照明点灯
- 誘導灯点灯
- エレベーターホール照明 1組点灯
- 図書資料室 非点灯
- 給湯室 非点灯
- 書庫 非点灯
- コピー機 非可動

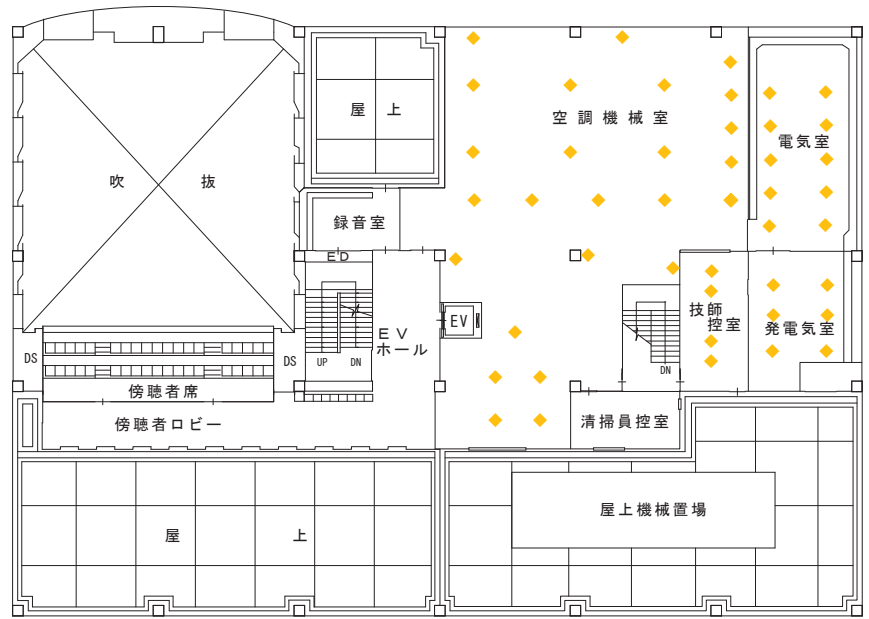


● 非常用コンセント ◆ 照明 ~ 自動ドア

那須町役場 4階

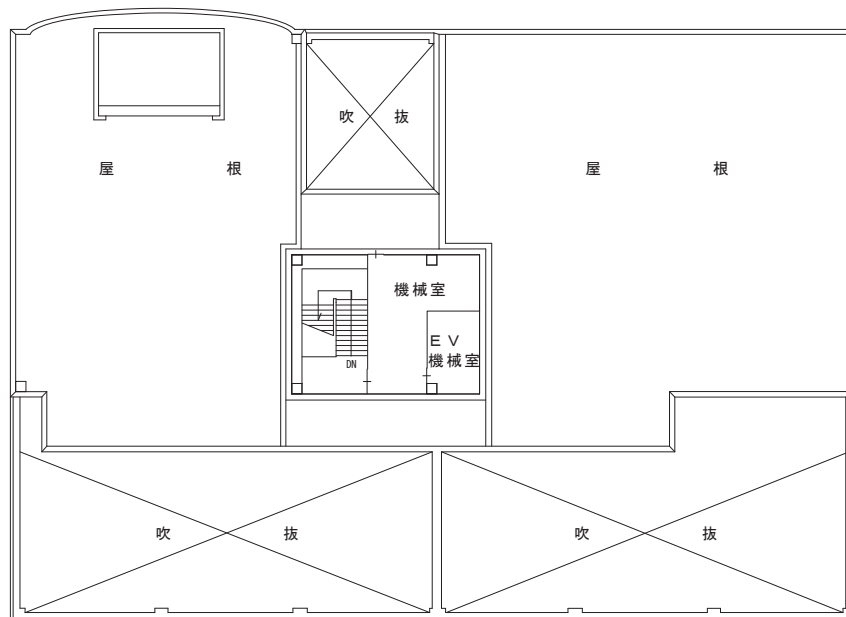
5階電力供給範囲

- 空調機械室照明 点灯
- 電気室照明 点灯
- 発電機室照明 点灯
- 技師控室照明 点灯



● 非常用コンセント ◆ 照明 ~ 自動ドア

那須町役場 5階



那須町役場 P・H

②那須町文化センター

- ・ 停電時の対応：災害により停電した場合、自家発電に自動的に切り替わる。

常設自家発電機	1台：稼働時間 6 時間 ※燃料（重油）を備蓄することにより長時間運用可能
ソーラーパネル	太陽光パネル 255W×42 枚 低圧電力連携 リチウムイオン蓄電池容量 5kWh 2台（10kWh） 運転方式：連携運転蓄電優先モード 供給エリア（研修棟）：事務室 天井照明（LED13W）4基、バックアップコンセント4ヶ所、エントランスホールダウンライト（LED6W、蛍光管27W）各2基、和室56畳（40W 蛍光灯）6ヶ所、1F男女トイレダウンライト（LED6W）各3基
小型発電機	・ 可搬型発電機 EU-9i（HONDA） 1台 【定格負荷 900VA, 稼働時間：3.2～7.1h、タンク容量 2.1ℓ】 EU-18i（HONDA） 1台 【定格負荷 1.8kVA, 稼働時間：3～7.5h、タンク容量 3.6ℓ】
蓄電池	MEPS-1000i（BYD） 1台 【稼働時間例：150W 16h、最大出力 1,000W】

③ゆめプラザ・那須

- ・ 停電時の対応：災害により停電した場合、自家発電に自動的に切り替わる。

常設自家発電機	1台：稼働時間 6 時間 12.1L/h（タンク容量 44ℓ） ※燃料（軽油）を備蓄することにより長時間運用可能 【供給エリア】 消火栓ポンプ、誘導灯、非常口灯、防災板
小型発電機	・ 可搬型発電機 EU-18i（HONDA） 1台 【定格負荷 1.8kVA, 稼働時間：3～7.5h、タンク容量 3.6ℓ】
蓄電池	MEPS-1000i（BYD） 1台 【稼働時間例：150W 16h、最大出力 1,000W】 G-CROSS（MIRAI LABO） 1台 【稼働時間例：200V 20h、最大出力 1,500W】

④那須地区消防組合那須消防署

- ・ 停電時の対応：災害により停電した場合、自家発電に自動的に切り替わる。

常設自家発電機	1台：稼働時間 5 時間（容量 96 L+予備 54 L）（消費：30L/h） ※燃料（軽油）を備蓄することにより長時間運用可能
ソーラーパネル	太陽電池モジュール 167W×60 枚 総合出力 10,020.0W 最大出力動作電圧 348.0V 最大出力動作電流 28.80A
小型発電機	・ 可搬型発電機 EU-9i（HONDA） 1台 【定格負荷 900VA, 稼働時間：3.2～7.1h、タンク容量 2.1ℓ】 Ex-6（HONDA） 2台 【定格負荷 600VA, 稼働時間：4.5h、タンク容量 2.3ℓ】

(2) 飲料水、食料等の確保

現在、被災住民向けの備蓄は行っているが、職員向けの備蓄は行っていない。非常時優先業務従事職員に対する給水、給食は、円滑な業務遂行のため必要不可欠であることから計画的な供給が必要となる。

職員向けの食料及び飲料水の確保については、町の備蓄品から一定数量を職員用として確保しつつ、平常時から職員自ら飲料水や食料品の他にも衛生用品や救急医療品等の非常時の備蓄（最低限3日分）を行うよう啓発を行う。

(3) その他対策

①トイレ

災害時には、断水、停電等によりトイレが使用できないことが予想されるため、災害用トイレ処理袋等の備蓄を行い非常時のトイレ利用環境を構築する。

②健康管理

災害時には、長期的な活動が予想されることから、交代勤務の実施、睡眠時間・場所の確保、毛布等の生活用品の確保及び産業医と連携しメンタルヘルスケア等の対策を行う。

③その他、消耗品等

コピー用紙やトナー等の消耗品については、円滑な確保が難しい状況が予想されることから、必要な消耗品をリストアップし在庫品の管理を徹底する。

また、公用車による広報、現場確認等を行うことが予想されるため、公用車の燃料を半分以下になった場合には給油するよう徹底する。

(4) 受援体制の確保

大規模災害においては、町の備蓄だけでは対応することが困難なため、関係機関、各種団体、企業等から調達を行えるよう、物資供給に係る協定の締結を推進し受援計画を別に定める。

協定の相手方	協定数
【民間】	
企業等	20
組合・協会等(団体)	8
【公共団体】	
県・県内市町のみ	2
国・県外を含む	9
民間を含む(市町を含む)	2
町内自治会	4
社協	1
その他	0
合計	46

協定の種類	協定数
災害時応援(協力)協定	12
避難協定(施設の避難所利用を含む)	8
福祉避難所協定	6
放送協定	1
報道協定	0
救急救護協定	0
輸送協定	2
災害復旧協定	5
物資協定	6
その他	6
合計	46

※協定数：R5.3.31現在

4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害発生直後は、一般加入電話、携帯電話等は、停電又は輻輳により繋がりにくい状況が予想されるため、下記的手段を用いて、連絡・情報発信等を行う。

施設	通信手段	その他						
那須町役場 本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時優先電話 2 回線 ・ 停電時使用可能電話機 3 機 ・ IP 無線機 50 台（配備先：各支所、文化センター、スポーツセンター、ゆめプラザ・那須、町立各小中学校、町立各保育園） ・ デジタル簡易無線機 20 台（総務課 10 台、上下水道課 10 台） ・ 防災行政無線 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>親局</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>78 基</td> </tr> <tr> <td>（相互通信可能</td> <td>66 基）</td> </tr> </table> 	親局	1 基	子局	78 基	（相互通信可能	66 基）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那須町安全安心メール（メール、SNS、固定電話） ・ Facebook ・ 町ホームページ ・ ヤフー防災アプリ ・ 広報車
親局	1 基							
子局	78 基							
（相互通信可能	66 基）							
那須消防署	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作卓 1 基 							

5. 重要な行政データのバックアップ

発災直後は、断線等により外部からの電力供給やインターネット接続が中断する可能性が高い。庁内 LAN や主要な業務システムは非常用発電機により一部を利用することができると想定されるが、利用を大幅に制限する必要がある。

各課においては、無停電電源装置（UPS）の定期的な点検を行い非常時の使用に支障が生じないように備える。

情報システムは、各業務を支える重要なインフラであり、多重化などバックアップ体制を整備し、早急に復旧できる環境にしておく。

なお、情報システムが使用できない状況に備え、重要なデータは紙媒体での保存をしておくとともに、手作業で行う際のマニュアル等についても各課で作成をしておく。

別表 1 「情報システム一覧表」参照

6. 非常時優先業務の整理（第 4 章）

災害発生時に業務量が急激に増加し、利用できる資源に制約がある状況下において業務を継続するためには、優先的に実施する災害応急対策業務と通常業務を時系列で把握する必要がある。

休止した通常業務について、目標とする再開時期をあらかじめ示しておく必要があることから第 4 章にて非常時優先業務を整理した。

第4章 非常時優先業務の整理

1. 非常時優先業務の選定及び優先基準

下表の基準に基づき業務を選定した。所属ごとの非常時優先業務は別表2「非常時優先業務一覧表」を参照。

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員及び家族の安全確保 ・ 初動体制の確立 ・ 被害状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動（救急、救助以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始 ・ 重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険個所における避難等） b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧、復興に係る業務の本格化 ・ 窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧、復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務の開始（届出受理証明書発行等）
1か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

第5章 計画の推進

1. 業務継続性の向上

業務継続力は継続して向上させていくべきものであることから、本計画を策定した後も、教育や訓練等を実施することやその結果を踏まえて体制・計画を点検・是正すること等により、継続的に業務継続体制を向上させていくことが重要となる。

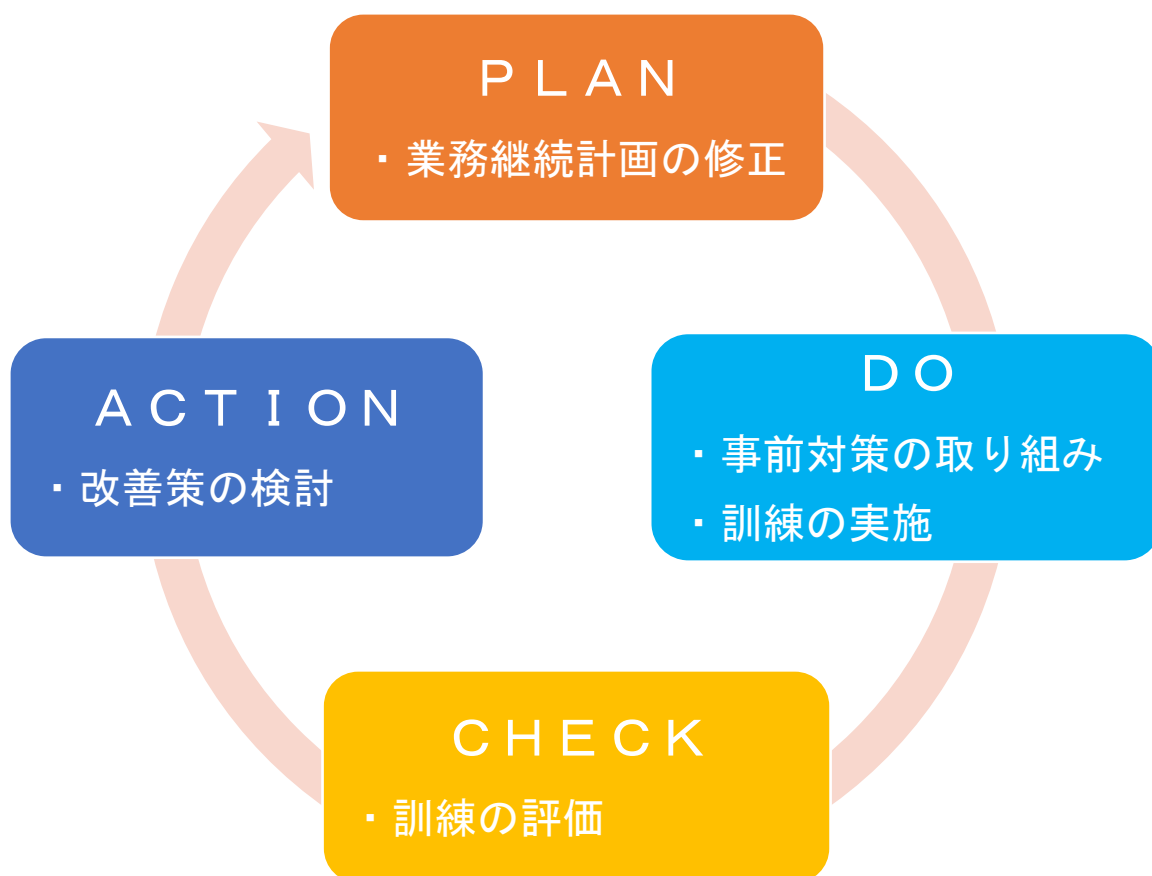
(1) 教育・訓練等

発災時に的確に業務の継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要であることから、定期的な教育・訓練等の実施に努める。

(2) 点検・是正

本計画は、本町の現時点における資源の確保状況、対応能力等を踏まえ策定をしている。業務継続力を絶えず向上させていくため、点検などにより是正が必要と考えられる事象等を把握した場合は、その都度、早期に解消をしていく必要がある。

例えば、訓練等を通じて把握した問題点や教訓等を、その都度、本計画に反映させる。また、社会的な外部環境の変化や人事異動、機構改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源の変化が生じた場合は、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し及び更新を行う。



那須町業務継続計画

平成30年 3月 策定
令和 5年 3月 改定

編集 総務課